

奈良市公報

第124号

令和6年7月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
6	25	39	奈良市公報号外第22号に掲載	資産管理課
6	25	40	奈良市公報号外第22号に掲載	消防局総務課

告 示

月	日	番号	件名	主管
6	18	334	国土調査の実施	都祁行政センター地域振興課
6	19	335	指定納付受託者の指定	スポーツ振興課
6	19	336	奈良市公報号外第22号に掲載	会計課
6	21	337	道路の区域変更	土木管理課
6	21	338	道路の供用開始	土木管理課
6	21	339	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
6	21	340	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
6	21	341	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	21	342	令和6年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
6	21	343	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	24	344	農用地利用集積計画の決定	農政課
6	25	345	放置自転車等の保管	環境政策課
6	25	346	放置自転車等の保管	環境政策課
6	26	347	道路の位置指定	建築指導課
6	27	348	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
6	27	349	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
6	27	350	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
6	27	351	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
6	27	352	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課

6	27	353	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
6	27	354	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
6	27	355	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課
6	28	356	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	28	357	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	28	358	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
監 査				
月	日	番号	件名	
6	28	10	定期監査の実施	
6	28	11	定期監査の実施	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
6	24	42	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
6	24	13	定例教育委員会の開催	教育政策課

告 示

奈良市告示第334号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。
令和6年6月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 事業計画が決定された年月日
令和6年5月8日（農振第22号の3）
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市都祁吐山町の一部
奈良市針町の一部
- 4 調査期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年6月18日揭示済)

奈良市告示第335号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。
令和6年6月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定納付受託者・指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10階 株式会社DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役社長共同 COO 兼執行役員 SEVP 篠 寛	奈良市鴻ノ池スケートボードパーク使用料

- 2 指定期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年6月19日揭示済)

奈良市告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年6月21日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	西部第567号線	富雄北三丁目2543番2先から 富雄北三丁目2533番2地先まで	前	3.55~3.75	38.7	
			後	3.55~5.91	38.7	

(令和6年6月21日揭示済)

奈良市告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。
令和6年6月21日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間		延長 (m) 幅員 (m)
1	西部第567号線	富雄北三丁目2543番2地先から	富雄北三丁目2533番2地先まで	L=38.7 W=3.55~5.91

(令和6年6月21日掲示済)

奈良市告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーションはなみずき	奈良県奈良市都祁友田町1463-1番地	介護予防 訪問看護	令和6年5月1日
株式会社今西建商	奈良県奈良市都祁友田町1459番地		
訪問看護ステーションフレンドリー奈良	奈良県奈良市あやめ池北三丁目10-7 あやめ池ガーデンハイツ505号室	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和6年5月1日
株式会社 RANOK	大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号		
グループホームまごころ	奈良県奈良市朱雀六丁目6-8	認知症対応型共同生活介護 介護予防 認知症対応型共同生活介護	令和6年5月1日
まごころ福祉	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526		
福祉用具のかなで	奈良県奈良市六条西三丁目13-15	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	令和6年5月1日
有限会社コミュニティサポートかなで	奈良県奈良市六条西三丁目14番4号		
サンライフ学園前ケアプランセンター	奈良県奈良市学園大和町五丁目724-4	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和6年5月1日
医療法人清和会	奈良県奈良市南紀寺町五丁目53番地の1		

(令和6年6月21日掲示済)

奈良市告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉中 裕香子		はり・きゅう	令和6年

吉祥鍼灸母堂

奈良県奈良市東紀寺町二丁目1
番10号

5月15日

(令和6年6月21日揭示済)

奈良市告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年6月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年11月6日 奈良市指令整開 第23A-20号

令和6年5月21日 奈良市指令整開 第23A-20-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年6月21日 第1895号

公共施設 令和6年6月21日 第953号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路三丁目911番及び971番1の各一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 伊藤 一徳

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市四条大路三丁目911番及び971番1の各一部

下水道：奈良市四条大路三丁目911番及び971番1の各一部

(令和6年6月21日揭示済)

奈良市告示第342号

令和6年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年6月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度奈良市一般会計
補正予算（第1号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ490,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,212,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		35,583,192 ^{千円}	412,386 ^{千円}	35,995,578 ^{千円}
	2. 国庫補助金	3,767,839	384,232	4,152,071
	4. 国庫交付金	9,780,219	28,154	9,808,373
21. 繰越金		-	51,966	51,966
	1. 繰越金	-	51,966	51,966
22. 諸収入		3,167,493	12,211	3,179,704
	4. 雑入	2,403,402	12,211	2,415,613
23. 市債		15,558,800	14,000	15,572,800
	1. 市債	15,558,800	14,000	15,572,800
歳入合計		162,722,110	490,563	163,212,673

(註) 「第21款 諸収入」、「第22款 市債」を「第22款 諸収入」、「第23款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		18,904,350 ^{千円}	17,558 ^{千円}	18,921,908 ^{千円}
	1. 総務管理費	12,766,356	5,558	12,771,914
	2. 企画費	3,277,133	12,000	3,289,133
3. 民生費		74,675,044	64,931	74,739,975
	2. 児童福祉費	25,532,687	64,931	25,597,618

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		13,667,761 ^{千円}	388,074 ^{千円}	14,055,835 ^{千円}
	1. 保健衛生費	4,584,742	388,074	4,972,816
11. 教育費		13,996,392	122,320	14,118,712
	7. 保健体育費	2,733,931	122,320	2,856,251
14. 諸支出金		608,335	△102,320	506,015
	2. 財政調整基金	107,320	△102,320	5,000
歳出合計		162,722,110	490,563	163,212,673

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	377,500 ^{千円}	391,500 ^{千円}
計	15,558,800	15,572,800

(令和 6 年 6 月 21 日 掲示済)

奈良市告示第 343 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により綿町・京終地方東側町・西側町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市西木辻町 261 番地の 1	奈良市京終地方東側町 13 番地
代表者の氏名 及び住所	永井 正男 奈良市西木辻町 261 番地の 1	中田 能光 奈良市京終地方東側町 13 番地

2 変更の年月日

令和 6 年 6 月 1 日

(令和 6 年 6 月 21 日 掲示済)

奈良市告示第 344 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 6 年 6 月 24 日 掲示済)

奈良市告示第 345 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 6 月 13 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和6年6月25日揭示済)

奈良市告示第346号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年6月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年6月19日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和6年6月25日揭示済)

奈良市告示第347号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和6年6月26日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市六条二丁目5番19号
申請者氏名	ヤブウチ建設株式会社 代表取締役 藪内 和雄
道路の位置	奈良市六条一丁目633番、635番、702番の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	22.67m
指定年月日	令和6年6月26日
指定番号	第R0514号

(令和6年6月26日揭示済)

奈良市告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和6年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100458	医療法人財団北林厚生会	630-8044	奈良県奈良市六条西四丁目6番3号	サポートセンター夢	630-8044	奈良県奈良市六条西四丁目6番3号	生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、短期入所	令和12年3月31日
2910100714	社会福祉法人史明会	630-8302	奈良県奈良市鹿野園町1584-2	障害者支援施設ボイス	630-8302	奈良県奈良市鹿野園町1584-2	障害者支援施設（施設入所支援、生活介護）、短期入所	令和12年3月31日
2910100722	社会福祉法人バルツァ事業会	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000番1	バルツァ・ゴードル	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000番1	療養介護、短期入所	令和12年3月31日
2910101688	社会福祉法人ならのは	631-0804	奈良県奈良市神功四丁目25-9	笑楽会	631-0804	奈良県奈良市神功四丁目25-9	就労継続支援B型	令和12年3月31日
2910101696	社会福祉法人寧楽ゆいの会	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町三丁目5-5	さわやぎ	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町三丁目5-5	生活介護、就労継続支援B型	令和12年3月31日
2910101712	社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会	635-0154	奈良県高市郡高取町大字観覚寺1382番地	野の花舎	630-8113	奈良県奈良市法蓮町350番地の6	生活介護	令和12年3月31日
2910101720	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条二丁目789番地	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条二丁目789番地	療養介護、短期入所	令和12年3月31日
2910101738	社会福祉法人東大寺福祉事業団	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	東大寺福祉療育病院華の明	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	生活介護	令和12年3月31日
2910101753	社会福祉法人	630-8454	奈良県奈良市杏町79	生活介護みどりの	631-0801	奈良県奈良市左京五丁	生活介護	令和12年3月31日

	奈良市社会福祉協議会		番地の4	家		目3番地の1		
2910102785	株式会社セルポート	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目266-1三和大宮ビル401	セルポート	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目266-1三和大宮ビル401	就労移行支援、就労継続支援B型	令和12年3月31日
2910102801	特定非営利活動法人あず	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5-53	ショートステイ・ノイエ	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5-53	短期入所	令和12年3月31日
2920100332	株式会社ピース	639-1013	奈良県大和郡山市朝日町6番3号	グループホームピース	630-8441	奈良県奈良市神殿町605番地10	共同生活援助	令和12年3月31日
2920100340	特定非営利活動法人あず	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5-53	グループホーム・ノイエ	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5-53	共同生活援助	令和12年3月31日

(令和6年6月27日掲示済)

奈良市告示第349号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和6年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和6年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950121034	社会福祉法人東大寺福祉事業団	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	東大寺福祉療育病院華の明	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和12年3月31日
2950121109	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532番地3	放課後等デイサービスくれよんプラス	631-0052	奈良県奈良市中町2082番地	放課後等デイサービス	令和12年3月31日
2950170015	ヒューマンヘリテージ株式会社	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目1-67	すこやかhomeにっこり	630-8013	奈良県奈良市三条大路二丁目520-3	放課後等デイサービス	令和12年3月31日

(令和6年6月27日掲示済)

奈良市告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第

1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和6年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和6年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100306	医療法人岡谷会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200番地	岡谷会相談支援センター	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200番地	計画相談支援	令和12年3月31日
2930100322	社会福祉法人宝山寺福祉事業団	630-0257	奈良県生駒市元町2丁目14-8	仔鹿園相談支援センター	630-8424	奈良県奈良市古市町1-2	計画相談支援	令和12年3月31日
2930100330	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532番地3	相談支援センターこすもす	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2292番地2	計画相談支援	令和12年3月31日
2930100355	社会福祉法人東大寺福祉事業団	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	東大寺福祉療育病院	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	計画相談支援	令和12年3月31日
2930100363	社会福祉法人わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号	たんぽぽ相談支援センター	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号	計画相談支援	令和12年3月31日
2930100371	社会福祉法人バルツァ事業会	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000番1	バルツァ・ゴードル	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000番1	計画相談支援	令和12年3月31日
2930100397	社会福祉法人寧楽ゆいの会	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町3-5-5	相談支援事業所歩と	630-8244	奈良県奈良市三条町512-3-202	計画相談支援	令和12年3月31日
2930100405	特定非営利活動法人みつわ会	630-8451	奈良県奈良市北之庄町658番地1	みつわ会相談支援センター	630-8451	奈良県奈良市北之庄町736番地の1 A205号室	計画相談支援	令和12年3月31日
2930100413	医療法人財団北林厚生会	630-8044	奈良県奈良市六条西四丁目6番3号	相談支援事業所夢	630-8044	奈良県奈良市六条西四丁目6番3号	計画相談支援	令和12年3月31日
2930100421	社会医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1	相談支援事業所リベルテ	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町1-4-13 河辺ハイライフコーポ107	計画相談支援	令和12年3月31日

2930100439	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	630-8454	奈良県奈良市杏町79番地の4	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会奈良事業所	630-8454	奈良県奈良市杏町79番地の4	計画相談支援	令和12年3月31日
------------	------------------	----------	----------------	-----------------------	----------	----------------	--------	------------

(令和6年6月27日掲示済)

奈良市告示第351号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定(更新)したので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和6年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和6年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970100026	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532番地3	相談支援センターこすもす	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2292番地2	障害児相談支援	令和12年3月31日
2970100059	医療法人岡谷会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200番地	岡谷会相談支援センター	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200番地	障害児相談支援	令和12年3月31日
2970100075	社会福祉法人わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号	たんぼぼ相談支援センター	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号	障害児相談支援	令和12年3月31日
2970100083	社会福祉法人東大寺福祉事業団	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	東大寺福祉療育病院	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	障害児相談支援	令和12年3月31日
2970100091	社会福祉法人宝山寺福祉事業団	630-0257	奈良県生駒市元町2丁目14-8	仔鹿園相談支援センター	630-8424	奈良県奈良市古市町1-2	障害児相談支援	令和12年3月31日
2970101677	社会福祉法人バルツァ事業会	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000番1	バルツァ・ゴードル	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000番1	障害児相談支援	令和12年3月31日

(令和6年6月27日掲示済)

奈良市告示第352号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を廃止したので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和6年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和6年4月30日

事業所番号	事業者	事業所	サービス
-------	-----	-----	------

	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類
2950161261	株式会社 松栄会	639-1132	奈良県大和郡山 市高田町76-1 サンプラザ郡山 507	えがお奈 良店	631-0816	奈良県奈良市西 大寺本町2-20 プラムキャッス ルS-1.303号	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス

(令和6年6月27日揭示済)

奈良市告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和6年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103619	合同会社 ku-chi	630-8423	奈良県奈良 市出屋敷町 17-98	生活介護 ありす	630-8423	奈良県奈良 市出屋敷町 17-98	生活介護	令和12年 4月30日
2910104328	合同会社 すずらん	630-8141	奈良県奈良 市南京終町 四丁目337- 1	居宅介護 等事業所 「もも か」	630-8141	奈良県奈良 市南京終町 四丁目337- 1	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護、同 行援護	令和12年 4月30日
2910104336	株式会社 はなどう	611-0043	京都府宇治 市伊勢田町 砂田144-2	ケアステ ーション うたたね	631-0022	奈良県奈良 市鶴舞西町 2-26 ヒュー マンスペ ース学園前 307号室	居宅介 護、重度 訪問介護	令和12年 4月30日

(令和6年6月27日揭示済)

奈良市告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和6年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100763	有限会社 ほのぼの	630-8144	奈良県奈良 市東九条町 206番地の 25	訪問介護 ステーション ほのぼの	630-8144	奈良県奈良 市東九条町 125-1	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護、行 動援護	令和12年 4月30日

(令和6年6月27日揭示済)

奈良市告示第355号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を廃止したので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和6年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和6年5月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950161568	株式会社ハッピーサービスグループ	630-8043	奈良県奈良市六条三丁目1番15号	保育所等訪問支援ハッピーリング	630-8043	奈良県奈良市六条三丁目1番15号	保育所等訪問支援
2950170106	一般社団法人日本総合就職支援協会	630-8126	奈良県奈良市三条栄町4-1	ブルーミング	631-0806	奈良県奈良市朱雀一丁目8-7	放課後等デイサービス

(令和6年6月27日掲示済)

奈良市告示第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年6月28日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年4月25日 奈良市指令整開 第24A-2号

令和6年6月14日 奈良市指令整開 第24A-2-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年6月27日 第1896号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路三丁目964番4及び965番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市四条大路三丁目1番16号

岡嶋 良男

(令和6年6月28日掲示済)

奈良市告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年6月28日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年3月22日 奈良市指令整開 第23A-37号

令和6年6月5日 奈良市指令整開 第23A-37-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年6月28日 第1897号

公共施設 令和6年6月28日 第954号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町1324番、1325番1及び1325番3の一部(水路占用含む)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号

株式会社ひまわりの会 代表取締役 酒井 建次

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市押熊町1325番1の一部

調整池：奈良市押熊町1324番の一部及び1325番1の一部

(令和6年6月28日掲示済)

奈良市告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和6年1月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102678	合同会社ひより	630-8442	奈良県奈良市北永井町376番地	訪問介護サービスひより	630-8442	奈良県奈良市北永井町376番地	居宅介護、重度訪問介護

(令和6年6月28日掲示済)

監

査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年6月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺 川 拓

同 宮 池 明

同 内 藤 智 司

奈 監 第 3 5 号

令 和 6 年 6 月 2 8 日

奈良市長 仲川 元庸 様

奈良市議会議長 森 岡 弘 之 様

奈良市教育長 北 谷 雅 人 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺 川 拓

同 宮 池 明

同 内 藤 智 司

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査(継続監査分)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

(教育委員会)

教育部 一条高等学校事務室

2 監査期間

令和6年2月2日から同年6月27日まで

3 監査方法

令和4年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和5年5月末日現在（一部は同年3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

継続監査の結果は、次のとおりである。

(教育委員会)

教育部

一条高等学校事務室

【意見】

「ArtsSTEM 教育事業業務委託」について、受託事業者は令和4年12月に実施された見積り合わせにより決定されていたが、当該事業者名が、令和4年4月から実施された「探究フロンティア事業委託」の年間スケジュールに既に記されており、当該事業者と協働して事業を行う旨が記載されていた。また、見積り合わせは、受託事業者の代表者が代表理事を務める一般社団法人の理事に、見積り合わせ相手方の役員が就任しているなど、一定の関係がある2者の組合せにより実施されていた。

これらを受け、令和5年度における両委託の契約状況についても査閲したところ、一方の法人の代表者がもう一方の法人の社員であるなど、関係のある2者による見積り合わせが行われており、いずれの契約も令和4年度と同一の事業者が契約相手方に決定されていた。

また、両年度とも、見積り合わせ参加事業者の選定理由について、明記されたものはなかった。

このように、密接な関係があると考えられる者同士での見積り合わせでは、競争が適正に行われたかについて疑念が生じるところである。

また、予定価格及び契約金額は、いずれも随意契約限度額である50万円以下の近似値であった。

このことは、入札を回避するために予定価格を抑制したことによるものともとれる。

所管課は、いずれの契約内容もプロポーザル方式や総合評価方式にはなじまず、価格競争による事業者決定が妥当であるとしている。

そうであるならば、見積り合わせについて疑念が生じないよう、見積り合わせ参加事業者の組合せに十分留意し、選定理由を起案文書等に明記する、あるいは、予定価格を適切に見積もり、その額が50万円を超える場合は入札を実施するなどにより、契約手続が公明正大に行われたことを示す必要があると考える。

加えて、これらの事業を教育課程の中核として継続的に実施するのであれば、毎年見積り合わせを行うのではなく、当初から債務負担行為による複数年契約で事業を実施することも選択肢の一つであったのではないかと考える。

契約事務について説明責任を果たされたい。

(令和6年6月28日掲示済)

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年6月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

奈 監 第 3 6 号
令 和 6 年 6 月 2 8 日

奈良市長 仲川元庸様
 奈良市議会議長 森岡弘之様
 奈良市教育長 北谷雅人様

奈良市監査委員 東口喜代一
 同 寺川拓
 同 宮池明
 同 内藤智司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部 地域づくり推進課（東寺林連絡所を含む。）

月ヶ瀬行政センター

総務住民課 地域振興課

都祁行政センター

総務住民課 地域振興課

（消防局） 消防課 指令課

（教育委員会）

教育部 教育政策課 文化財課 埋蔵文化財調査センター 教育支援・相談課

2 監査期間

令和6年4月12日から同年6月27日まで

3 監査方法

令和5年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和6年2月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民部

地域づくり推進課（東寺林連絡所を含む。）

【意見】

地域ふれあい会館の指定管理について、館ごとの収支状況を査閲したところ、収支が黒字で繰越額が多額となっている館もあれば、収支が赤字となっている館もあり、決算状況にばらつきが見受けられた。

地域ふれあい会館の指定管理は、平成26年度から利用料金と指定管理料の併用制となっており、指定管理料は延床面積、利用人数等を基に算定されている。

現状の指定管理料では、館ごとの決算状況に大きな差異があることから、利用料金の収入状況も踏まえ、指定管理料の算定方法の見直しを検討されたい。

また、地域ふれあい会館の光熱水費については、指定管理者管理業務仕様書において市が負担すると定められており、指定管理料に含まれていない。

本来光熱水費は、施設の維持管理業務の主たる費用であることから、光熱水費を含めて指定管理料を算定することも併せて検討されたい。

月ヶ瀬行政センター 地域振興課

【意見】

月ヶ瀬地区における地域おこし協力隊において、市の直接雇用と、市の委託事業である地域おこし協力隊関係業務委託での雇用と2種類の雇用形態があった。

それぞれ、地域おこしという共通目的はあるものの、求められている活動内容について、市雇用分は、地域・

行政・他関係団体とのリレーション構築や地域資源、地域課題の把握とソリューションの検討等となっており、一方の委託雇用分は、スクールバス及びコミュニティバス車両運行管理業務並びに再生資源の収集運搬業務のスキーム構築等と内容が異なるものとなっている。

所管課の説明によると、両雇用は似て非なるものであり、活動内容の重複や混同はないとのことであるが、活動場所が同じワーケーションルームでの従事も多いことから、活動実績の把握が重要となってくる。

しかし、定期ミーティングにより活動報告を受けてはいるものの、活動日報については市雇用分も委託雇用分もいずれも作成されておらず、活動実績の詳細が把握できないため、重複や混同がないことの確認ができない状況となっている。

地域おこしという共通目的達成のため、必要に応じ協力して活動することは理解できるものの、雇用形態を2つに分けるのであれば、その趣旨に即した活動内容であることが必要であると考えます。

このことから、市雇用分及び委託雇用分のそれぞれにおいて、活動日報の記録及び提出を求めるなど、活動実績を適切に把握されたい。

都祁行政センター 地域振興課

【指摘】

予定価格 20 万円以上の施設修繕料 3 件の執行において、緊急を要することから見積書の徴取を 1 者としていた。

これらの修繕は、市道の路面破損という通行上の危険があるなど、緊急を要するものと認められるが、奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 18 条の 2 の規定を見ると、施設修繕料の場合、緊急を要するときであっても 2 者以上から見積書を徴さなければならないとされている。

契約規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【意見】

施設修繕料の執行において、見積書の徴取数が、奈良市契約規則の規定に則していない事例が見受けられた。また、これまでの定期監査においても、複数の部署で見積り合わせが形式的に行われているのではないかと推察される事例が散見されてきたところである。

施設修繕料における見積書徴取数の現行規定は、予定価格 20 万円以上の随意契約の場合 2 者以上の見積り合わせが必要であり、このことは緊急を要するとき（災害時を除く。）であっても同様である。

前述の事例は、合規性の観点から規定に照らせば不適正な執行と位置付けられるところではあるが、一方で施設修繕料の執行は、概して緊急性の高い内容が多いものと考えられる。

関連規程に沿った適正執行の必要性は言うまでもないが、このような状況に鑑みれば、即時対応が可能かつ真の適正執行につながるよう、契約制度所管課において、随意契約における施設修繕料の見積書徴取数について、上限額を定めた上で 1 者以上とすることを検討されたい。

【意見】

所管課が管理する指定管理施設における決算内容の精査状況を確認したところ、指定管理者から決算報告書の提出を受けてはいるものの、その妥当性を確認するための領収書等の証憑書類との突合までは行っていなかった。

このような状況では、指定管理料が対象経費へ適正に執行されたかの判断ができないと考える。

指定管理者から提出される決算内容の精査においては、不正防止及び決算内容の真正性の確保を図る観点から、証憑書類原本との突合を行われたい。

なお、対象費目が多岐に渡ることにより全件確認することが現実的でない場合はサンプリングでも良いので、けん制が働くよう効率的かつ効果的に確認されたい。

(教育委員会)

教育部

教育支援・相談課

【意見】

不登校支援事業委託において、2 者による見積り合わせにより事業者を決定した後、受託事業者が、同じ見積り合わせに参加した他の事業者に協力を依頼し、他の事業者の関係者がファシリテーターの一人として委託事業に参加していた。

このことについて、明確に禁止する規定はないものの、見積り合わせが適正に実施されたのか疑念を生じさ

せることから望ましいことではないと考える。

参加の事実について把握した際には、至った経緯や状況について受託事業者から聞き取りを行うなど、参加が妥当であるかどうかを適切に判断し、その理由及び必要性について説明責任を果たされたい。

【複数課にわたる共通意見】

競争入札が原則であるところ 1 者による随意契約（以下「随意契約」という。）を締結する際の契約相手方の決定について、納税状況や暴力団関係者でないことの確認など、入札参加資格の申請手続に準じた審査を実施していない事例や、随意契約の理由及び妥当性の判断が十分でないと思われる事例が見受けられた。また、契約金額の決定についても妥当性の判断が十分でないと思われる事例が見受けられた。

随意契約は、競争入札の方法によらず、任意に特定の相手方を選択して結ぶ例外的な契約方法であるため、契約手続の過程を合理的に説明できるものでなければならない。

したがって、当該相手方でないと契約の目的が達成できないことの理由について、抽象的なものではなく、客観的、具体的なものであることが求められる。

また、随意契約には契約保証金の免除規定が設けられており、この理由は契約上の履行が確実であると見込まれていることによるものである。このことから、随意契約は契約相手方が厳選されていることが必須条件であると言える。

これらのことから、随意契約の相手方を本市の入札参加資格者以外の者とする場合においては、奈良市随意契約ガイドラインにもあるとおり、必要に応じ入札参加資格の申請手続に準じた審査を各契約所管課において実施されたい。

その上で、随意契約の理由として、当該相手方が業務の実施能力を有していることについては言うに及ばず、他者では業務の目的が達成できない非代替性についても検討するなど、契約相手方としての適格性について担保されたい。

加えて、契約相手方の適格性が確認された場合においても、契約金額の妥当性については個別の判断が必要となる。

1 者であるがゆえ相手方から提示された見積額に依存するところが大きく、唯一無二のものであれば、その妥当性についての判断が困難な場合もあると思われるが、極力類似事例等と比較考量し、契約金額が妥当であることの検証に努められたい。

これらのことにより、随意契約における透明性と公平性を図り、契約手続が公明正大になるよう説明責任を果たされたい。

(令和 6 年 6 月 28 日 揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 42 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 6 年 6 月 24 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社カイセイ	代表取締役 岩本 廉也	大阪府南河内郡太子町大字春日 146 番地の 10	令和 6 年 6 月 17 日

(令和 6 年 6 月 24 日 揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 13 号

令和 6 年 6 月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 6 月 24 日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和6年6月27日(木) 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第11号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について

議案第12号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

議案第13号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第14号 奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について

議案第15号 奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和6年6月24日揭示済)